

# 被曝農業時代<sup>2</sup>を生きぬく

第12回

農地を未来に受け継ぐために、東電に勝訴するまで戦う

今、福島県大玉村の稲作経営者鈴木博之氏は、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質で水田の土壌が汚染されたとして、東京電力に損害賠償を求める裁判を準備中である。これまで、原発事故をめぐり農家が提訴した例はない。鈴木氏の言い分は「先祖から受け継いだ肥沃できれいな土を返してほしい」というだけだ。  
(構成・佐藤成美)

## 1

農地の放射能汚染の責任を問う  
→ 提訴に踏み切るまで

有限会社農作業互助会代表取締役の鈴木博之氏は、1976年に機械の共同利用と作業請負の任意団体を設立し、84年には法人化した。現在は、約13haの農地で米を生産するとともに、約30haの作業請負を行う。

生産したコメは宅配や直売所を通じて消費者に直接販売をしている。「春陽」や「LGCソフト」など低タンパク機能性米の生産に力を入れ、そのコメを使った団子や酒などの商品開発も軌道に乗ってきたところ、福島第一原子力発電所の事故が起こった。

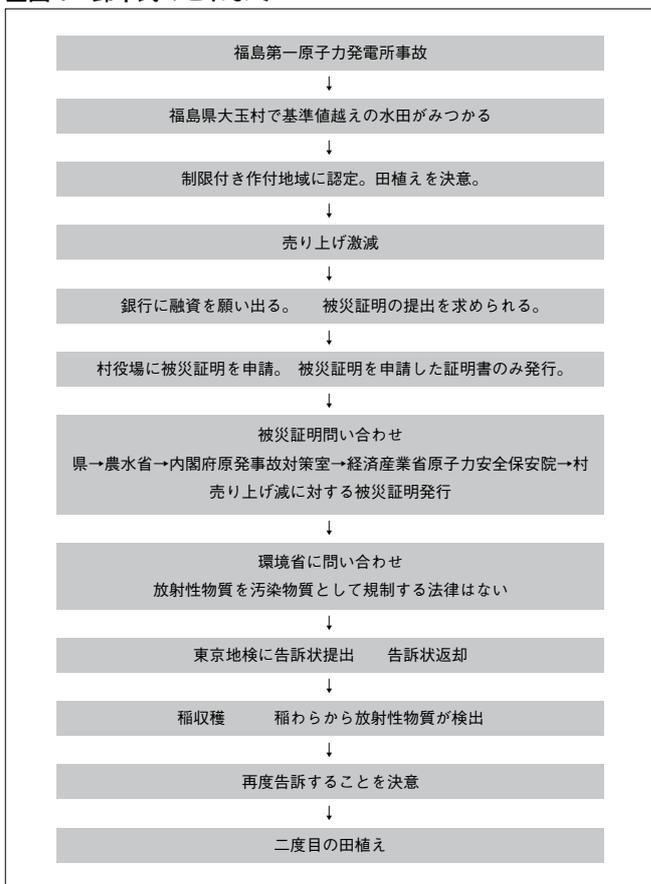


作付制限を解除したのは、  
損害賠償請求を恐れて？

た。地震や津波の被害はなかったものの、売り上げは激減。放射能に向き合う日々が始まった(図1)。そんな鈴木氏の姿は、昨年12月にNHK「原発事故に立ち向かうコメ農家」で放映され、反響を呼んだ。

鈴木氏の水田のある福島県大玉村は、福島県の中通地方にあり、事故があった第一原発から60キロ離れている。それにも関わらず、県の土壌

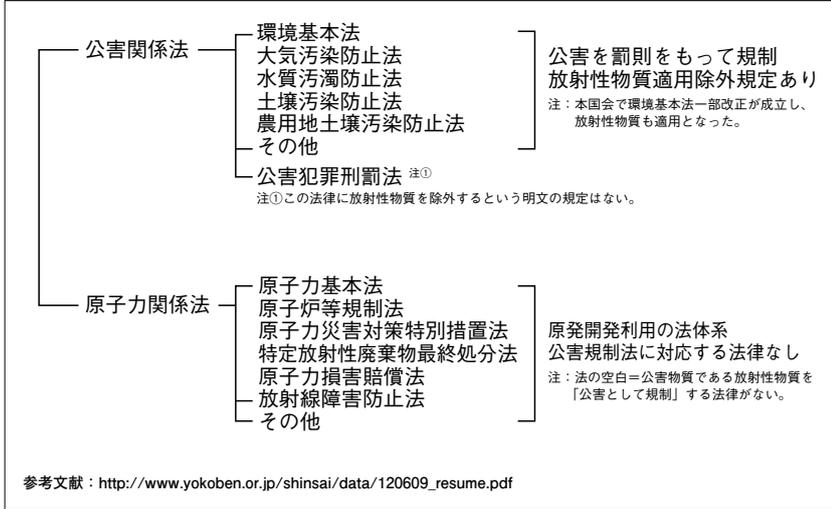
■図1 鈴木氏のこれまで



検査では、作付上限値5000ベクレルを超える放射性セシウムが検出された。「原発から離れており、これまで影響があるとは思わなかった」と鈴木氏は驚きの色を隠せない。ところが、二度目の検査では、同じ

地区内の別の場所で行った検査では、規制値をぎりぎり下回り、県は自粛を要請していた農作業を認めた。鈴木氏は「損害賠償請求を恐れて合格させたのかと勘繰りたくない」と憤る。コメの放射性物質が暫

■図2 公害関係法と原子力関係法



## 被災証明書も出ない

事故後、直売所での販売は80%も減り、既存客からのコメの注文も激減した。資金繰りも苦しくなり、やむなく、銀行に追加の融資を頼んだが、「罹災証明書が被災証明書がない

定規制値を超えるかどうかは収穫するまでわからない。不安が募る中、田植えを行うことにした。

いと融資はできない」と追い返されてしまった。鈴木氏は、村に農地の放射能汚染を理由とした証明書の発行を申請したが、「前例がない」と被害の証明書は発行されなかった。そこで、証明書の発行を求めて、県庁、内閣府、原子力安全保安院などを転々としたが、「どこへ行っても」たらい回し」。結局、地元の役場に戻されてしまった。

## 放射性物質は合法物質

これは売り上げが減ったことに對するもので、土壤汚染による被災の証明書ではなかった

鈴木氏は奇妙なことに気がついた。「放射性物質を汚染物質として規制する法律がみつからない」のだ。

公害関係法では、放射性物質は規制されていない。「土壤汚染対策法」では、放射性物質は除外され、水質汚濁防止法でも「適用しない」となっている。環境法令の根幹となる「環境基本法」では、放射性物質は除外されており、放射性物質による土壤汚染・水質汚濁は、「原子力基本法」の定めに従うとされる。一方、

## 東京地検に告訴状を提出

原子力基本法など原子力関連法には、環境汚染を取り締まる内容はない。つまり、放射性物質を公害として規制する法律はない(図2)。放射性物質は合法物質なので、東京電力には除染義務も費用負担義務もないということになる。

原子力損害賠償制度では、出荷・作付制限のほか風評被害に対しては賠償を行う。ただし、請求

できるのは営業的な損失に對する賠償のみで、農産物や農地が汚染されたことに對してではない。また、鈴木氏の水田のある地域は、計画避難地域や緊急避難区域でもなく、作付制限も行われていない。したがって、自らが被害を訴え、東京電力に認めさせないと、賠償はいっさい得られない(図3)。

「先祖代々受け継いできた農地が放射性物質で汚染されたのは事故であり、その事故に對して、法的措置がなされるべき」と、鈴木氏は、東京電力に對する告訴状を東京地検へ提出した。しかし、その告訴状は「具

■図3 東電に對し賠償を求めるための主な方法

補償金請求書による請求	原発 ADR	裁判
<ul style="list-style-type: none"> <li>賠償金の支払いは早い見込み</li> <li>請求書の記載は極めて煩雑</li> <li>加害者である東電との直接交渉の難しさ</li> <li>賠償額が低くなる危険性</li> <li>後日、さらなる請求が困難となる危険性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手続きは円滑・迅速(中立から3ヶ月での合意が目標とされる)</li> <li>賠償額の基準は中間指針等</li> <li>まだ、具体的な運用がはつきりしない</li> <li>あくまでも東電が了解しないと手続きが進まない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賠償額の支払いまでに時間はかかる</li> <li>東電基準・中間指針を越えた金額の請求も可能</li> <li>賠償金の類はもっとも公正なものとなる可能性が高い</li> <li>自主避難者であっても当然可能</li> </ul>
自主避難者からの請求については、現時点では定額のみ応じる姿勢	自主避難者にも、個別事情に応じて一定の配慮	

## あくまでも農地の放射能汚染の責任を問う

秋になり事故後初の収穫が始まったが、「皮肉なことに今年の米は味もよく、収量もよかった」。鈴木氏は、コメだけでなく、水田の土、藁、籾殻、米ぬかなどの放射性物質の検査をした。コメの検査値は検出限界

体性に乏しい」という理由ですぐに返却された。

以下だったが、乾燥機に溜まった藁やもみ殻の屑から500ベクレルを越える放射性セシウムが検出された。予想外の結果に頭を痛める一方、あくまでも農地の放射能汚染の責任を問う姿勢を変えていない。これら

の検査結果を証拠に再び東京電力を訴えるべく準備を進めている。「放射性物質が合法というなら、先祖代々培ってきた土性（土の性質）を壊したとして、器物損害罪として訴える」予定だ。

## 2

### 農業をやり続けるために 事故から一年経って



すが、現状は何も変わっていません。これまで、遺伝子組み換え作物や残留農薬の問題で苦労したことがありますが、何とか対応できました。でも、放射能は別格です。お客さんにくら説明しても、

最終的には、「安全なんですか？」ってきかれます。素朴な質問ですが、答えられないんです。どこに問い合わせ

原発事故から一年以上経ったが、現在の状況はどうなのだろうか。そして、これからどう戦っていくのか。6月15日に行われた農業経営者定例セミナーでの鈴木氏の生の声を紹介する。

### 何も変わっていない

もう事故から一年以上経っていま

をしても安全証明は出してもらえないので、販売のプランが立ちません。説明しようとあれこれやってみても、「だから何だっというの？」の一言で却下です。だから辛いですが、「気になるのなら買わない方がいいですよ」と、お客様に選択していただく方式に変えました。その代わり検査結果などのデータはすべて

出します。売るためにあらゆるデータを付けたくなりますが、自分が説明できないようなことはやめました。

### 放射能の勉強を始めたもの

今のところは自分で説明できるように放射能について勉強しています。ところが、放射能問題は、間口が広すぎてわかりません。放射能災害の最大の被害は、農家が放射能の勉強をしなきゃならない、ということとです。60歳を過ぎてから専門書や法律書を読み解いて……でも聞く先がないのです。どこかへ問い合わせをする、たらい回しになって、最終的には、大した答えも得られません。

「もつとわかりやすく説明して」と言っても、そんな対応をしてくれる窓口はありません。村に問い合わせしても、受け付けをして「後日回答します」の対応が一年間も続いています。それに、総合窓口がないんです。だから自分で行く場所を探して、自分で聞いて、自分で解釈しています。自分を信じるだけです。何が優先順位かもわかりませんが、一応、経営ですから、資産を優先しています。ところがお金を生み出すおコメが売れないのですから、借り入れと言う返すあてのない借金

をするしかありません。そんなので銀行がお金を貸すわけがありません。でも商品が悪いわけでもないし、私のやり方が悪くて、おコメに何かあったのとも違うのです。商品の土台である土が汚れているのですから、放射能はどうしようもないです。

### 風評被害でなく東電の被害

今年も田植え終わりました。先を考えたら暗いですが、とりあえず植えないければ話になりません。今まで、おコメを作ることに投資してきたのに、今更、負債を背負って新たな事業を立ち上げることはできませんし……。

最初は風評被害だと思っていました。最初は風評被害だと思っていました。風評被害というのは実態がわからないんです。うちは東電の被害ですから、その結果の責任を東電に取ってもらいます。まず元に戻してもらえない限り、私がいくら努力しても先には進めません。例えば除染をやれ、と言われても、そのための設備投資も作業の計画や配分もやったことではないし、費用を捻出できません。政府は事故の時に緊急事態宣言をしたものの、マニュアルなんてなかったと思います。今も、役割分担もせずバラバラで被害者に対応しています。そんな中で、行動を起こして



## 農業をやりつづける基盤を作る

も正しいやり方がわかりません。それがいちばんのジレンマです。もうどうしていいかわからないので、医者の方行動にたどって考えています。お医者さんは、緊急時に搬入した患者の血を止めて、点滴をして、養生して、それで患者は社会復帰します。私どもの場合、今はまだ応急対策しかやっていない状態です。補償なものも受けていないですから、まだ血が出ています。これを止めなきゃいけません。

私どももやっと弁護士と結び付きました。その力を借りてADR（\*）に申し立て書を出し、東電から補償金をいただいたり、ともかく農業をやりつづける基盤を作ります。そのためには、土壌汚染や放射性物質の扱いがポイントです。本当に除染してくれるのか。除染してもらえれば、そこから事業計画を始めることができるんです。それと、放射能を予定しないで事業計画を組んでいたのでも、過去の負債や過去の事業計画が継続できない状況です。これをどう解決するか。後始末もしないで明日の計画を作れませんから。明日の世界がどうなるかわからないのに計画も立てられないよ、と頭の中で割り切って日々やっています。



## 放射能の災害は個人の問題

私のようにギリギリの生活をしていけば、精神的にも金銭的にも逃げ出せません。60歳になってから転職も不可能です。でもこんなことを言ったってね、泣きごとになっちゃうから。今まで、苦しくても、夢を持ってコメ作りをやってきました。それが土を汚され、根底から否定されたんです。だから私たち農家のやる気や勇気ではもうこの問題に対応できません。

\*原発ADR（原子力損害賠償紛争解決センター）…原子力事故で被害を受けた人が原子力事業者に対して損害賠償を請求する際に、円滑・迅速・公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関（ADR）。

放射能の災害は、経済的な被害があれば、精神的な被害もある。個人ごとに違うので、集団起訴にはなじみません。みんなでやろうという共同意識は通用しないんです。ちなみに、農協さんがやっている損害賠償の請求は、実損の請求です。農協を利用して人のみで、慰謝料の請求も裁判もしないという前提のもとでやっています。警戒区域や避難区域内では、国が手当てをしていますけれども、それ以外のところは自分から声を出して、立証し、交

# 3

## 東電に立ち向かう

涉しないと賠償はありません。役場も村民のためにと賠償を請求したり、損害賠償の相談に乗ったりはしません。つまり、今回の東電に対する損害賠償は個人の問題なのです。だからものすごくきつい。農作業をし、放射能対策をし、資金繰りをしながら、こんな忙しい農業をやる必要性があるのかと考えてしまっています。本来、コメ作りというのは体が覚えていくものですから、そんなに難しくはないんです。

損害賠償請求を始めてみて、私たちに記帳の習慣がないことがわかりました。作業をカンでやっていますから。損害賠償請求をするのに「証拠を出せ」と弁護士に言われても、何もあがってこないです。でも、弁護士と書類のやりとりをしているうちに、証拠は第三者証明だということがわかりました。国がこうだと

いえば、そこに行つて確認をし、文章を書いてもらつて、赤いハンコを押してもらつて、初めて証拠になります。そういう膨大な事務というか、デスクワークがとても苦痛です。

放射能問題でいちばん不満なのは、原発を推進し、「安全だ」と言っていた人達が事後対策をやっているということ。事故の言い訳をした分、事後対策が遅れて、スピード感がないんです。農家は一年に一作しか米をつくれません。チャンスは一回だけです。ですが、政府の除染は一向に進みません。このままでは、お客さんに「対策もしないコメは買えない」とか「対策もしないコメがなんで同じ値段なの」と言われても何の反論もできないし、「やることはやったので、買ってください」とも言えません。「よかったら買ってください」と、



## 放射能を減らす

セミナーには、多くの人が参加し、鈴木氏の声に熱心に耳を傾けた。講演後の議論から、この事故の問題点や鈴木氏の思いが見えた。

Q 放射能を減らす対策は、何をしていますか。

鈴木 国の認定したやり方は、採用されるまでものすごく時間がかかるので、あえて認定しないものを試しています。プルシアンブルーという

除染剤を昨年は試しました。イネは品種によって放射性物質を吸わないものがあるらしいのです。私が栽培してきた「LGCソフト」という品種は、放射性物質が検出されなかったので、今年はこちらをいろいろところで栽培して、実証試験をしたいと思っています。

Q 土壌の放射能検査の費用はどれくらいでしたか。

鈴木 私のところでは60万円くらいですね。

Q それに対しての補償は？

鈴木 現在の損害賠償のシステムは仮定の話には答えられない。請求が上がった時点で判断されます。

Q それは請求されたのですか。

鈴木 今、弁護士を通してやっています。

Q まだ払ってもらっていない？

鈴木 払うわけではないです。東電にとつては極力払わないで済めば、払わない方がいいという考え方。福島県の訴訟を担当する弁護士も「前例が出る、みんな後ろからついてきますから」といっています。

## 放射能 保険制度をつくってほしい

Q 今までの取組みの中で、反原発とか脱原発の関連の団体の方たちとの連携や応援などはありましたか。

鈴木 ありません。そういう組織と

の接触は避けています。なぜかというと、電気を使いながら放射能は嫌だ、といたくないんですよ。そこにまで踏み込むだけの時間と頭もなし。でも言えることはただひとつ。これは、事故です。早急にやっけて欲しいのは、事後対策として、自賠責と同じように原発保険を作ることです。

## 放射能 当事者をはっきりさせる

Q 次の戦いへの戦略は？

鈴木 東電さん次第ですね。放射能問題というのは、全て原子力事業所の責務になっていきますから、私らが対策すべき問題じゃないと気持ちを整理しました。あくまでも、裁判で東電の責任を追及したい。それから、福島県は東電と安全協定を結んでいたはずだから、機会があれば県にも責任があるといいたいです。

Q コメの栽培は自由にできますか。

鈴木 私のところは基準値を越えた農家が2戸出たので、「対策をやるから作らせてください」という作付制限区域です。

Q 稲藁や籾殻、糠などから放射性セシウムが出ましたが。

鈴木 手つかずです。とりあえず置いてくれ、と言われています。

Q いずれは行政や東電が、責任を

もって対処してくれないと困ります。

鈴木 そうですね。でも責任の所在といつても、法がないですから。だから私らは真つすぐ東電に向かって「あなたが加害者ですよ。私たちが、国に働きかけるのは筋違いでしょ」と言いたいです。責任の所在が分散されていて、責任逃れをしているようにしか思えないです。

Q そこは交通事故と一緒に、当事者をはっきりさせる？

鈴木 そうしないとね、頭の中がパニックになっちゃう。器用じゃないから。だから真つすぐ東電に向かっていきますよ。

## 放射能 消費者も被害者

Q 行政機関や消費者に向けて、要望はありますか。

鈴木 いや、心情的にはありますが、私はそれはやりたくないです。買わない自由もお客さんはあるわけですから。お客様は安心して食料を買えなくなった、ということに対して被害者だという感覚を持っていきます。何で食料に気遣わなきゃならないのか。私らも被害者ですが、一般のお客様も被害者です。福島のものをお客様も被害者です。福島のもの避けなきゃならない状況に追い込んだのは誰だと。だから風評被害ではなく、被害者なのです。

私らは「東電の罫」と呼んでいますが、生産者とお客様を対立させて、両者を封じ込める。あるいは、福島県内でも賠償金をもらっている人ともらっていない人を対立させて封じ込める。こんな構図を作り出している人がいるんじゃないかと思えます。今度出てくるのは、役人と避難者の戦いですよ。避難者は被害者ですが、役人は避難者の世話をしているだけでお金をたくさんもらっていますから。そうやって問題を小さくしようとする力がはたらいているような気がします。

地震や津波の被害はよくわかるけれど、放射能は写真には写らないので被害がどこにあるかはわかりません。他県の方に理解してもらうのは難しい。福島県は、地震も津波も放射能汚染の被害もあるからもうパニックです。だから、早いこと、事故を前提にして自賠責保険とか任意保険を作るべきです。福島法律をつくればいいんです。

でも、政府も、早く現場にきて様子を確認すれば違う対応もあったのにとおもいますよ。みんな他人事ですから。私自身も長い戦いになることは覚悟しています。

\*

今後も鈴木博之氏の戦いを本誌は追っていく(編集部)。